

## 夏季休業中における県外出身生徒等の帰省について

- 1 県内、県外を問わず、「感染回避行動(①うつらないよう自己防衛！②うつさないよう周りに配慮！③習慣化しよう3密回避！)」を徹底すること。
- 2 帰省先においては、自らの感染の可能性を念頭に、特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のあるご家族がいる場合には、慎重な対応をとること。また、感染拡大地域に限らず、同窓会等への参加には細心の注意を払うとともに、十分な感染防止対策がなされていない飲食店等の店舗等には、決して立ち寄らないようにすること。
- 3 帰省先からの帰県に当たっては、体調管理に十分注意し、もし発熱など体調の異変を感じた場合には、帰県を延期することも可能である。なお、授業日までに帰県できない場合には、学校では、欠席の扱いをせず、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止あるいは、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこと(参考:令和2年6月16日付け2教保第206号)としている。
- 4 帰県した直後は、不特定多数との接触を控える、密閉した場所での会合等に出席しない、至近距離での会話をしないなど、万が一に備え、感染拡大に注意するとともに、もし発熱など体調の異変を感じた場合には、他者との接触を避けて休養し、学校に連絡の上、帰国者・接触者相談センター(089-909-3483)に相談すること。
- 5 帰県後、体調不良等や、保護者からの要請や生徒等の不安感により、欠席の申し出があった場合には、学校では、これを認めるとともに、欠席の扱いをせず、出席停止あるいは、非常変災等で校長が出席しなくてもよいと認めた日として扱うこととしている。